

審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

関係保護の
実施機関

高幡福祉事務所長
北 村 修 啓

当該不服の
処 分 等

平成16年3月19日付け生活保護法（昭和25
年法律第144号。以下「法」という。）に基づ
く保護変更決定処分

平成16年4月11日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成16年4月11日付けで提起された審査請求は容認する。よって、高幡福祉事務所長が同年3月19日付けで審査請求人に対して行った、保護変更決定処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成13年11月から法の適用を受けているところ、平成15年12月18日より平成16年3月22日の間、東京都に居住する二女の元で生活していた。高幡福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は請求人が二女宅で過ごした3ヶ月間について、法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活扶助居宅基準生活費Ⅱ類相当分（以下「Ⅱ類相当分」という。）の援助があったものとし、平成16年3月19日付けで、法25条第2項による保護変更決定処分（以下「保護の変更」という。）を行った。請求人は、この保護の変更を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成16年3月19日付けで保護の変更を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

請求人は、平成15年12月18日から平成16年3月22日までの間、東京都に居住する二女の元で生活し、長期にわたり請求人宅で生活実態がなかった。このため請求人宅の光熱費等の基本料金相当額にあたる、Ⅱ類相当分の2分の1について二女から援助があったと判断し、これを収入認定する保護の変更を行った。

(4) 請求人の反論

請求人の主張は、おおむね以下のとおりと判断される。

ア 保護開始時に、担当ケースワーカー（以下「ケースワーカー」という。）が「生活保護のしおり」を手渡してくれたかどうか、現時点では思い出せない。

また、自宅を長期間不在にする際、処分庁にその旨を届け出る義務があることについて、これまでケースワーカーから説明を受けていない。

イ 保護の変更通知書にⅡ類認定率50%と記載され、平成16年4月から同年6月までの間、保護費が3,000円余りに減額されることになったが、その根拠が理解できない。

ウ 平成16年2月26日、ケースワーカーと架電により会話したが、保護費の減額支給について具体的な話はしていない。もとより、保護費の減額支給を自ら了承した覚えはない。

(5) 事実認定

ア 平成16年1月29日、ケースワーカーは請求人宅で二男に面接し、請求人が東京都に出かけている旨を聴取したこと。

イ 平成16年2月26日、ケースワーカーが請求人宅で二男と面談し、請求人は昨年末から二女宅に出かけており、体調が良くなり次第帰宅する旨を聴取したこと。

ウ 平成16年2月26日、ケースワーカーは二女宅へ架電し、平成15年12月18日から、請求人が二女宅に滞在し、3月初旬に帰宅予定である旨を確認したこと。また、この時、ケースワーカーは、請求人に対して、平成16年1月からの生活費については、Ⅱ類相当分の援助があったものと判断し、保護費を調整する旨を説明したこと。

エ 平成16年4月1日、ケースワーカーは、十和村役場から、同年3月22日に請求人が帰宅した旨の連絡を受けたこと。

オ 処分庁は、請求人が二女宅で生活していた3ヶ月の間、二女からⅡ類相当分の2分の1の援助があったものとし、平成16年3月19日付けで、同年1月1日

に遡及して、これに相当する額の収入認定を行い、それを同年4月から同年6月に支給される保護費に収入充当する保護の変更をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った保護の変更について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第25条第2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。

また、法は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」（法第8条第1項）と、保護の程度を規定している。

これを本件についてみると、認定された事実のとおり、請求人は、平成15年12月18日から平成16年3月22日までの間、東京都に住む二女の元で生活していることから、保護の変更を必要とする状況にあったと推察される。したがって、処分庁は、この事実を把握した時点で、法第25条第2項及び法第8条第1項の規定に基づき、すみやかに保護の程度を決定しなければならないことになる。

しかしながら、今回、処分庁の行った上記の保護の変更は、Ⅱ類相当分の2分の1の金額の援助が二女からあったものとして、これを収入認定しているが、請求人の需要又は二女の扶養の程度を具体的に把握しているものではない。また、処分庁は、このⅡ類相当分の2分の1の金額を収入認定したことについて、過去の事例も参考に決定したとの主張であるが、当審査庁に当該過去の事例の提出をみないことから、当該収入認定が妥当と認めるに至る判断はできない。

したがって、処分庁が、法第25条第2項の規定に基づいて行った保護の変更については、法第8条第1項に規定する、請求人に対する保護の程度を十分把握しないまま行っており、不適切な処分と言わざるをえない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成16年5月27日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して
30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査の請求をすることができる。